

## 災害時等における一時避難施設の使用に関する協定

### (目的)

第1条 RW久喜特定目的会社（以下「甲」という。）と久喜市（以下「乙」という。）は、災害が発生し又は災害が発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）において、避難等を余儀なくされた者（以下「避難者」という。）に対して、別紙1記載の建物（以下「本建物」という。）を災害時一時避難施設として施設の一部を使用すること等の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

### (定義)

第2条 この協定において、「災害時一時避難施設」とは、災害の危険性が無くなるまでの間、滞在できる一時的な避難施設をいう。

### (協力内容)

第3条 乙は、災害時等に必要と認めるときは、この協定に基づき甲に対し、次に掲げる事項の全部又は一部について協力を要請することができる。甲は、乙の要請に対し可能な限り協力するものとし、履行義務を負うものではない。

- (1) 避難者に対し、甲の施設の一部を一時受入場所として無償提供すること。ただし、無償提供する場所は甲が指定する。
- (2) 避難者に対し、乙が備蓄する飲料水、食料等を乙が提供すること。
- (3) その他、甲が避難者の一時受入等に関して乙に協力できる事項。

### (要請期間及び要請方法)

第4条 前条の規定による協力の要請期間は、災害時等に避難が開始されたときから、災害の状況が改善されるまでの間とする。ただし、やむを得ない事情があると認めた場合は、甲乙協議の上、期間を延長するものとする。

- 2 本協定に基づく要請は、口頭又は電話等をもって要請し、事後に文書を提出するものとする。
- 3 甲は、この協定に基づき協力したときは、遅滞なく、乙に通知する。

### (避難者の退去)

第5条 乙は、前条の規定による避難者の一時的な受入れが終了した場合において、なお正当な理由なく甲の施設から退去しない避難者がいるときは、甲と協力し避難者の退去を指示するものとする。

### (住民への周知)

第6条 甲は、乙が本協定に基づき災害時等の避難施設であることについて、事前に甲による広報内容について確認を得た上で、地域住民に対し周知を行うことを了承するものとする。ただし、周知方法については、甲乙協議の上、定めるものとする。

(費用負担)

第7条 乙は、甲が本協定に基づき当該施設を避難施設として提供した場合、施設の使用料として甲に対し、避難者の使用にかかる光熱水費及び場所の清掃費等の実費相当分を支払うものとする。

2 乙は、使用料のほかに当該施設を避難施設として使用したことにより当該施設及びその附帯設備、物品等に損害が生じた場合、その損害額を甲に支払うものとする。

(損害補償)

第8条 乙の要請により、甲が行った業務に従事した甲の従業員（甲への協力者を含む。）が当該業務に従事したことにより、死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態になったときは、埼玉県市町村消防団員等公務災害補償条例（平成18年埼玉県市町村総合事務組合条例第28号）の例により補償する。

(災害時の情報共有)

第9条 甲及び乙は、第4条に規定する期間中に得た情報を相互に提供し合い、情報の共有化に努めるものとする。

(守秘義務)

第10条 甲は、第3条各号に掲げる事項への協力中に知り得た避難者の個人情報、乙以外の者に漏らしてはならない。乙は、本協定を締結し、又は本協定に基づく義務を履行する過程において知り得た甲の情報を他に漏らしてはならない。第4条に定める期間が満了した場合も、また同様とする。

(平常時からの備え)

第11条 甲は、災害時等における円滑な協力体制が図れるよう乙の指導、助言及び協力のもと、平常時から応援体制及び情報収集体制の整備に努めるとともに、乙が行う防災訓練等に協力するよう努めるものとする。

2 甲及び乙は、平常時から災害への備えに万全を期するため、本協定に関わる連絡体制を毎年度更新し、変更があった場合は、遅滞なく連絡するものとする。

(地位の継承)

第12条 本建物に関する所有権の移動があるときは、甲は、新所有者にこの協定に定める事項を告知する。

2 前項の告知をしたときは、甲は、その旨を乙に通知するものとする。

(協議)

第13条 本協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決定する。

(効力)

第14条 本協定の有効期間は、平成30年9月25日から平成32年3月31日までとする。ただし、有効期間満了日の1か月前までに甲乙いずれからも更新に関する申し出がないときは、本協定は更に1年間延長されるものとし、以降も同様とする。

(協定の終了)

第15条 甲は、乙に協定の終了を2ヶ月前に相手に通知することで、本協定を終了することができる。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各1通を保有する。

平成30年9月25日

東京都港区赤坂二丁目10番5号  
甲 税理士法人赤坂国際会計事務所内  
RW久喜特定目的会社  
取締役 山崎 亮雄

埼玉県久喜市下早見85-3  
乙 久喜市  
久喜市長 梅田 修一

別紙 1

**【物件の表示】**

埼玉県久喜市上清久字棧敷1000番1

[以下余白]